令和７年改正法

委　任　状

令和　年　月　日

私（委任者（請求者））は、次に記載する者（受任者（代理人））に手続を委任します。

委任者（請求人）

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者（代理人）

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任者（請求者）との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※受任者（代理人）は、委任者（請求者）及び受任者双方の◆本人確認書類を持参してください。

委任事項 ※委任する事項にチェックを入れてください	回答欄 国内居住者	回答欄 外国居住者
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する同順位者間の調整 ※委任者（請求者）の同順位者からの求めに応じて、委任者の氏名と受任者（代理人）の氏名等が教示されます。		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定通知書又は却下通知書の受領		
第十二回特別弔慰金国庫債券の受領		
第十二回特別弔慰金国庫債券の償還金の受領		

◆　本　人　確　認　書　類

① 官公庁から発行された顔写真入りの書類（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等）

② 官公庁から発行された顔写真がない書類（介護保険被保険者証、年金手帳等）

※　氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの

③ 氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入った書類（預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等）

◆委任者（請求者）の本人確認方法

・　現在の戸籍抄本　※請求書に添付されているもの

・　本人確認書類①～③のうちいずれか　１つ

◆任意代理人の本人確認書類

⑴　本人確認書類①のうちいずれか　１つ

⑵　本人確認書類②のうちいずれか　２つ

⑶　本人確認書類②のうちいずれか　１つ　及び本人確認書類③のうちいずれか　１つ　の計２つ

※委任者の本人確認書類は写しでも差し支えありません。

※郵送による請求の場合は本人確認書類（写）を提出します。